

学校給食用物資入札等参加資格者(納入業者)の登録要件

1 登録対象の納入業種

登録は、次のうち1業種に限定します。

- | | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|----------|---------|
| (1) 青果物 | (2) 食肉類 | (3) 大豆製品類 | (4) 魚練製品 | (5) 鶏 卵 |
| (6) 冷凍食品・乳製品・調味料・油脂類・その他 | (7) 乾 物 | (8) 畜肉加工品 | | |

2 登録手続時期

- (1) 本 登 録：上記納入業種のすべてについて、3年ごとに募集します。
- (2) 追加登録：本登録の中間年に、上記の納入品目のすべてについて募集します。なお、本登録の期間を限度とします。

3 登録資格

有資格者として登録される者は、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者。
- (2) 刑事訴追を受けている者及び刑の執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 札幌市内に本店、支店、営業所、出張所等を有しない者又は有してもその営業年数が登録申請年の9月1日現在（以下「審査基準日」という。）において3年未満の者。
- (4) 青果物、鶏卵、乾物取扱業者以外で食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する営業の許可又は北海道条例に規定する許可及び登録を有しない者並びに有しても同法第60条第1項又は第61条の規定に基づき、許可の取消又は営業の禁止若しくは停止の処分を受けた日が審査基準日において3年未満の者。
- (5) 札幌市税を滞納している者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者。
- (7) 青果物取扱業者においては、札幌市中央卸売市場業務規程第29条第1項の規定による売買参加者の承認を得ない者。

4 審査

申請に基づき、次に掲げる事項について、一定の基準を満たしている必要があります。

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| (1) 経営規模 | (2) 信用状況 | (3) 衛生状態 | (4) 供給能力 |
|----------|----------|----------|----------|

5 その他

詳しい実施要領は、募集時期にお知らせします。